

# 剣道における有効打突に関する一考察

浅 見 裕

A Study on Valid "Uchi, Tsuki" Strike  
and Thrust Points in Kendo

Yutaka ASAMI

## I 序 文

東京オリンピックを一つの契機として日本武道館が建設されて以来、武道という名称が広く社会の中で堂々と使われるようになった。教育の場においても、賛否両論が様々あったが大学において武道学科が設立され、現在では指導者として卒業生が各方面で活躍している。さらに学習指導要領の改定により昭和47年度から中学校で、昭和48年度から高等学校において体育における格技の授業時間数が大幅に増加することになった。また児童の愛好者が増えたことがスポーツ少年団における武道の種目、特に剣道において実施数が多いことからいえよう。

剣道の特性と言われるものは、過去の社会の情勢により様々に取り扱われ変化させられてきたが、これは剣道に普遍性が欠けているというよりも人間のあり方が剣道の特性を決めていたといえよう。すなわち人間が主体となることができ、支配されるのではなく人間が陶冶できるものとして意義のあるものとなれるのが剣道であるといえるのではないか。このように考えるならば剣道はこれからの体育の中で十分に価値のあるものとなれるのである。

湯野正憲氏は「剣道が長い歴史の過程で作りあげて来た文化遺産としての技術体系はたしかに動かすことの出来ない客観的組織的実在であり、モラルや法則性をもった権威である。さまざまな時代の、さまざまな必要に迫られて系統づけられたものが、或る種の経験者によって実際に展開され伝達されたとしても、そうした創造や思考活動・認識の体系がただちにルールとして又モラルとして現代の生活や子供に直結し得るかどうかは、はなはだ疑問である<sup>1)</sup>」と述べており、現代の複雑な社会における剣道のあり方が問い直されているといえよう。そこで様々の変遷を経て現在に至っている剣道について、その技法のとらえ方がどのような観念から指導・継承されているかを、特に竹刀剣道における有効打突の設定基準について考察し、現代社会に生きる剣道にとって問題点と考えられることを指摘し、将来の剣道のあり方について検討することは意義ありと考える。

## II 刀法について

剣道の発生時に於て、その目的は自己の命、財産を守り、増すためであり、その技術はいかにして相手を斃すかといういわば殺人剣といわれるところの姿であった。

現在の人間形成を目的とする剣道の本当の芽生えといえるのは、江戸時代初期の剣の達人に

1) 湯野正憲, 「学校剣道の今後とその問題点」 体育科教育 第13巻第2号 p. 23

よって、自己を磨く為として剣を考えるというようにされてからである。しかし宮本武蔵は太刀を手にして相手と対する心構えとして、

一、太刀の持やうの事、……敵をきるものなりとおもひて太刀をとるべし、敵をきる時も手のうちにかわりなく、手のすくまざるやうに持べし、もし敵の太刀をはる事、うくる事、おさゆる事ありとも、大ゆびひとさしゆびばかりを、少替る心にして、とにも角にもきるとおもひて、太刀をとるべし、ためしものなどきる時の手の内も、兵法にしてきる時の手のうちも、人をきると云手の内に替る事なし<sup>2)</sup>、

と述べ、相手を切る心を強調し、また刀の運用として次のように記述してある。

太刀の道を能く知らざれば、太刀心の儘に振りがたし。其上つよからず、太刀のむねひらを不弁、或は太刀を小刀に仕ひなし、或はそくいべらなどの様に仕付けば、かんじんの敵を切る時の心に出合がたし。常に太刀の道を弁へて、重き太刀の様に、太刀を静にして、敵に能あたる様に、鍛錬有べし<sup>3)</sup>。

すなわちその技法は、いかに切るかという斬切を根幹にして技術を積み重ねているといえよう。武蔵が到達した「空」の境地には、自己を修羅場の中に置きその体験から生まれ出たものであり、修羅場を踏まなければつかめない一面もあるのではなからうか。故に真剣を手にする武士は常に心身共に極限状態に置かれていたのであり、そこから精神的に極度に高められた心法が発達したといえよう。それは三百年以上たった今日の剣道の指導においても武蔵の記述をそのまま活用していることが数多くあることからいえる。すなわち社会の大きな変動があったにもかかわらず現代に伝承されたのは非常に奥深くゆるぎない高い境地が確立していた為であったとも考えられよう。武士がこの極限状態から生まれた心法という精神的な働きに重点を置くようになると、武芸は技術獲得を目的とする場からやがて「修養の場」へと変る要素を持ったことになったといえよう。

徳川幕府成立以後、武家諸法度ともつながり武芸を修行することを武士の教育の手段として用いられるようになり、禅仏教とつながり、儒教による礼の徹底がなされた武芸は、戦場での殺傷技術が止揚され武士の修める「道」という意識へ高められていった。しかし武芸の根底には、前述したように斬切を根幹としている刀法があり、「武士道と言ふことは即ち死ぬことと見付けたり」と要約される『葉隠』や、平山子竜が『剣説』で説いた

夫れ剣術は、敵を殺伐する事也。其の殺伐の念慮を、驀直端的に敵心へ透徹するを以て最要とすることぞ。……それ刃上は武士本色を尽すの地也。死することありて生ずることなし<sup>4)</sup>。

のように、人の「生死」に心をとどめないという現在の社会からみれば生命の尊厳に対する軽視ともとれるような説を生んだ素地は十分にあったといえる。

しかし新陰流系統の流派では、活人剣を強調し無刀を極意としていた。そして稽古方法として、袋竹刀を考案し実用化していたという事実も一方にあったのであるが、一般的には当時では真剣・刃引・木刀を使用した試合、稽古が中心であったのであり、稽古においては流祖といわれる達人が創造した技法が型として整備され練磨の目標となっていた。

やがて真剣、木刀の試合による殺傷・遺恨を発生させないよう他流試合の禁止政策がとられ、

2) 宮本武蔵「五輪書、水の巻」高柳光寿 校訂 岩波文庫

3) 宮本武蔵「兵法三十五箇条」日本武道全集 第一巻

4) 平山行蔵子竜「剣説」新編武術叢書(全)

神秘主義・秘密主義もともない、他流との技術練磨・交流が無くなり、これらのことが重なりあって武芸の内容が保守的に、そして形式のみにとらわれるようになった<sup>5)</sup>。

### III 竹刀剣道の発生

江戸中期の正徳年間ころ、長沼四郎左衛門国郷が防具、しなを用いた稽古を盛んに行ない出した。もちろんそれまでもしなを使用して稽古を行っていたのであるが、

捌 真剣の伝を刃挽を以て委く伝る所也。初学に教る三段の仕組より、段々導く処の術、皆真剣の伝にあらずと云事なし。然れども、木刀・しなひにて、実には難き手の内、口伝等を刃挽を以て細に伝る也。……<sup>6)</sup>

と伝書に見られるように太刀を手にして練磨することを良しとしていたのであった。

宝暦年間、中西忠蔵子武がさらに防具に改良を加え、竹刀稽古を主とする稽古法を考え出したが、当時の状況は次のようであった。

二代目ノ中西忠蔵先生ニ至リ、又弟子少カラズ、彌稽古出精ノ者多シ。先生其稽古ヲ見ラルニ、誠ニ流義ノ意味モナク、形チノミヲ遣ヒ堅メテ肝要ノ勝負ニ遠ク、却テ素人ニハ劣ルコトナレバ、夫ヨリカ面小手ヲ掛ケ竹刀ヲ持チ、面々ノ心次第打合セタル方、却テ架形ノホグレトモ、未熟ノ兵法遣ノ相手位ハ成ルベシト發明セラレテ、初メテ見ラレタルナレドモ、今迄何モ教ヘズ深意モ知ラズ遣フテ居タルモノナレバ、面白キ先生ノ御工夫也、是ニテコソ剣術也ト思ヒ込ミ、我モ々々ト面小手竹刀ヲ用意シテ、之ヲ出精スルコト盛ン也<sup>7)</sup>。

又、竹刀稽古に身体の機能を高める点があるとして、

抑、面小手胴を用ゆれば、堅剛に造れる「シナイ」以て頭目手腹を扱はず、十分の力をもて打出し、突出しする故に、其わざ鋭く、手足身体も鍛ひたる如く堅まり、雪霜の中に汗を絞れる計りに戦ひぬれば、氣息も長くなりて、終日戦ひても疲れざるに至る<sup>8)</sup>。

と述べられ、精神面のみでなく身体機能についても明記されている。

竹刀稽古は、それまでの型稽古が形式のみに流れ、近寄り難い雰囲気をもって神秘的な扱いをされ、十分に打ち合うことのできなかつたこと等から起る弊害を取り除くのに大きな役割を果たし、閉鎖的であったことからの解放気分も加わり急速に普及し盛んとなっていったのであろう。しかし、型稽古の全てを否定し、竹刀稽古のみを修行する者が多くなってくると、型稽古の優れた面を肯定する立場にある者が竹刀稽古を批判することも当然でできたことが次の文からもいえる。

何流と雖も教に違ふ事なし。世の移り変り嶮しき時世に随ひ、何業も世につれ、剣術も少しのかすりを論ずる様になり、貳百年以来面や胴が出で来る。俗に竹具足。又百年以来竹刀も長くなり、我が分に余る竹刀を用る、道具も手軽を専一とし、小手杯は臂に充たず。専ら軽便を由しとす。故に立合も虚に耽けり術意を失するなり。又術法を伝へざるによってか、勝ち負けのみ修行する故に流法分かつた<sup>9)</sup>。

当時は、実際に真剣勝負を行なう機会はほとんど無かつた時世になっていたとはいえ、武士

5) 坪井・中林著「現代剣道講座第一巻」 p. 94, 95

6) 杉浦三平正峯「唯心一刀流太刀之巻」日本武道全集 第二巻

7) 坂似水「剣法遺伝」史料明治武道史

8) 藤田東湖「常陸帯」現代剣道講座 第一巻 p. 104, 105

9) 樋口十郎源定広「念流兵法心得」日本武道全集 第二巻

の教育の場として剣の修行は欠くことのできないものとなっており、治にいて乱を忘れず、のたてまえからも戦闘技法は修行課題として不可欠のものであった。しかるに竹刀稽古の流行に伴い、その技法が刀法にあてはまらず、斬切を忘れた動作が現われてきたので、その点をいましめている記述が多くみられる。その一例として

然るを邪なる動作を学べば、表面唯形容を作り、華美なる遊戯を為すに異らずして実用に適せず。仮令弱きに傾くも強きに進まず。上にすれば形式のみに流れ、下にすれば卑しき教と為ることを知らず、四肢の動作は天賦に背きたる姿勢を生じ、太刀の平を以て打つも勝ちたるものと為し、僅かに剣法の端緒を知りて、人に誇るが如き其の浅薄の心は自ら形容に見はるゝ等、恥づべきの至りなり<sup>10)</sup>。

と記述しているが、この中で平打ちをいましめている点に注目すれば、正しい打法として成立する根拠となっていたのは、斬切動作として合理的である、という点であった。

太刀とどこふりなく、其の筋をめぐり、よきほどにめぐらす時は、うちかろくとも刃わぎよし。又長き重き太刀も、其の順によればかろく覚へてあつかひ安し。夫れがうちに刃よくたちてうちかろきも、あたりよくきるものなり。めぐらしざまあしければあつかひがたく、夫れがうへに刃そむきて、かたきにあたりもしたらんには、必ず刃かたそげとなりて切りがたし<sup>11)</sup>。

というような教えがそのまま竹刀操作にあてはめられ、特に太刀筋については斬切できたかどうかによって、良否の判定がなされたことが明確である。すなわち、竹刀稽古の技法は、必然的に刀法の範囲内で構成されたといえる。

富木謙治氏は「江戸時代までは、“和”の武道といい、修養武道といっても、“和”が破れて闘争に至り、その解決のための武道であった。また、江戸時代に竹刀が工夫されて防具を使用して練習の効果をあげたことは、一定の限定による競技化を意味する。それにもかかわらず“実践の場”を第一義とし、勝利至上主義であったことに変わりがない<sup>12)</sup>と述べており、この中で競技化という表現があるが、竹刀稽古が盛んとなると再び他流試合が流行するようになったことからいえよう。そこには、従来の型稽古による武芸の習得に見られた秘密主義は通用しなくなり、特に柳川藩士大石進が、従来にない長竹刀を用いて他流試合を行ない、他流を席捲していったことが大きく影響し、流派をこえた長剣術が盛んになっていくのである。今村嘉雄氏は「長剣術は、剣術の実戦実用化にとっては何等の貢献もなく、むしろ防具の改良と相まって、試合時の攻防技術を多彩にし、在来諸流派の偏見を打破して他流試合を促進し、技術交流を活発にさせたことに歴史的な意義を認めることができる<sup>13)</sup>としており、これは「実践の場」をはなれた技術が生まれてきて、現代剣道の一面を形成したともいえよう。又、安政3年、幕府は築地に講武所を開設し、男谷精一郎を頭取としたが、ここでは竹刀の定さを3尺8寸と決め、長竹刀の使用をいましめたが、竹刀勝負を主とする剣術は、実戦の技術とは離れて発展していったことに変わりはなく、この時点で竹刀剣道の形態が完成されたといえよう。ただし、形態は実戦の場から離れても、「負ける」ということは、死と滅亡にもつながり、恥であるという実戦の場の観念が強かった故に、勝利至上主義が強く打ち出されてもいたのである。こ

10) 窪田清音「剣法形状本義」剣道集義

11) 窪田清音「剣法略記」新編武術叢書(全)

12) 富木謙治「柔道の特性から見た体育的意義」新体育 第41巻第11号 p. 26

13) 今村嘉雄「十九世紀における日本体育の研究」 p. 534

のことは富木氏の指摘にもある。

#### IV 刀法を背景とした竹刀剣道

明治4年、西欧化の波を受け、脱刀令が公布、9年には廃刀令が公布され、一般人の帯刀が禁じられた。特に京郡府においては取り締まりが厳しかった事が「撃剣の稽古をする者は、国事犯嫌疑者と認むる」という府令が出されたことからもうかがえる<sup>14)</sup>。このように明治初期において、剣道の流れが絶たれたが、民間において撃剣興行が行なわれ、既存の剣術の形態を、功罪それぞれあるが変革したことは確かである。

明治10年の西南戦争における警視局抜刀隊の活躍により、武術特に剣術においてその価値が再認識され、剣道復興の転機となったのである。庄司宗光氏は「西南戦争における剣道の実戦的価値が剣道復興への転機となったことは、その後の剣道の発展にとって果して幸福であったかどうかは疑問であるが、とにかく事実として、西南戦争を境として剣道に復興の芽生えが現れたと述べている<sup>15)</sup>。

実戦を経て再認識されたことは、その後の剣道の技法を刀法（斬切動作）と規定し、指導することの一因となったといえよう。すなわち廃刀令の公布されていた時局に、真剣を使用した白兵戦が行なわれたのであり、実戦の場は消滅していないという意識を持ったであろう。明治17年に出版された指導書に

夫レ撃剣ノ術タル、実戦ニ臨ミ自身ノ防禦ヲ鞏固ニシ、敵手ヲ刺撃シテ、全勝ヲ占ムルヲ学ブニ在リ<sup>16)</sup>。

とあり、ここでも実戦を想定している。又、戦争において白兵戦となった時の為の精神鍛錬と並び、刀の操法を習い覚えることも必要とされたであろう。このようなことから、当時の剣道が竹刀を使い形態であり木刀、刃引を使用した型稽古は影が薄いといっても、剣道の技法の根幹は斬切動作を切り離してはありえなかったと思う。

剣道の試合についても、真剣勝負の仮の形式として取り扱っていたことが、次の審判定義の文章からもうかがえる。

審判と称するは、真剣勝負に於ては、自ら決する所ろの効力を、試合上の規格に依り、判決するを云ふ<sup>17)</sup>。

学校体育の中に武技を加えようとする動きも剣道復興とともに起ってきたが、明治13年の元老院会議において、体操に武技を加え鍛練主義を強調するものに対し、反対者は、生徒の実情以上のことを要求しているとし、又「其レ然ラバ何ゾ向ニ廃刀ノ令ヲ出セシヤ。試ニ想ヘ、人々刀ヲ帯セン時ト今日トハ、其人ヲ傷ツケ害スル者孰レガ多ク孰レガ少ナキヤ、此ノ如キハ殆ド暴ヲ以テ暴ニ代ントスルノ説ノミ。」<sup>18)</sup>という反対意見も出しているが、これらも剣道の性格が実戦の場を踏まえて形成されてきたことが影響しているように思う。

明治16年に文部省は体操伝習所に対し「撃剣・柔術の教育上における利害適否」の調査を諮問した。その結論は、利とする方5項目、害若くは不便とする方9項目とし、次のような断定

14) 堀 正平「大日本剣道史」 p. 199

15) 庄子宗光「改定増補 剣道百年」 p. 13

16) 根岸信五郎「撃剣指南」史料明治武道史

17) 隈元実道「武道教範」明治28年刊 史料明治武道史

18) 元老院会議第217号議案教育令改正案に関する討議 史料明治武道史 p. 769

を下した。

1. 学校体育の正科として採用することは不適当なり。
2. 慣習上行はれ易き所あるを以て、彼の正科の体操を怠り、専ら心育にのみ偏するが如き所に之れを施さば、其利を収むることを得べし<sup>19)</sup>。

害若くは不便とする項目の内、4,5,6項を見ると、

4. 精神激し易く、輒もすれば粗暴の気風を養ふべく。
5. 争闘の念志を盛にして徒らに勝を制せんと風の成じやすし。
6. 競進に似て却て非なる勝負の心を養ひがちなり<sup>20)</sup>。

とあり、これらは古來行なわれてきたところの「実戦」を想定した。厳しい極限状態を要求される撃剣の内容から生まれる弊害を取り上げたものであったといえよう。その後も文部省は、学校衛生顧問会、体操遊戯取調委員会に諮問したが、その結果はいずれも学校体育に剣道を加えることは不可であった。

一方、外来体操が主流であった学校体育に編入する手段として、剣道を体操化してやろうとする発想を持ったり、尋常中学・高等小学生徒の体育に適合するよう工夫したりする者があった。その中でも、指導者は斬切を技法の裏付けとしていたのが次の指導書中の文からうかがえよう。

……故に教官は、一抜毎に今ま敵一人を斬れと云ふ如く、初心をして一挙一動を確實にせしむべし。『体育演武必携』<sup>21)</sup>

さらに他の指導書においても

初心者ハ、手足ノ働キ心ノ儘ナラザル為、不正ニシテちよきちよき打ツノ技癖ヲ生ジ易キモノナレバ、時々大キク大キクトイヒテ注意ヲ惹キ、太刀筋ヲ正シク、大キク打タシムベシ。……此際生徒ノ打太刀正シクシテ冴タルトキハ真ニ参リタルコトヲ言ヒテ称赞シ、若シ然ラザルトキハ、切レヌ切レヌトイヒテ、再三力撃セシメテ軽快打ノ手心ヲ誘致スベシ。『新案撃剣体操法』<sup>22)</sup>

としている。

国粋主義の台頭、富強政策の推進、日清・日露戦争の勝利を背景に、剣道家・民間有志・代議士等によって、議会へ剣道を学校体育の教材とする建議が度々行なわれ、明治41年第24議会に、実現を期す最終的建議案が可決された。文部省も規則の改正にのりだし、明治44年9月、改正した師範学校規程、中学校令施行規則を公布し、剣・柔道ヲ加フルコトヲ得、ということで正科として認められた。しかし、これらのことも剣道の形態が改革され、それを認められた故に教育の場に受け入れられたというより、むしろ社会が剣道を容認する方向に変化した為と考える。一般的に剣道の技法において、その指導は工夫されてはいても、まだ昔日に行なっていたものをそのまま繰り返していたようである。さらに正科となっても、実質は随意科にすぎず、まして教授における具体的な方法、内容は示されていないことから、指導法の研究が貧弱であったことがうかがえよう。

大正2年、学校体操教授要目が発布され、大正15年、同要目の改正がなされた。この中で武

19) 竹之下休蔵「体育五十年」 p. 17

20) 同上 p. 16

21) 隈元実道「体育演武必携全」明治29年刊 史料明治武道史

22) 橋本新太郎「新案撃剣体操法全」明治29年刊 史料明治武道史

道の取り扱い、依然として必修にはならず、教材の具体的配当もまだ示されていなかった。改正要目では

体操科ノ教材ヲ体操、教練、遊戯及競技トス但シ男子ノ師範学校、中学校ニ在リテハ剣道及柔道ヲ加フルコトヲ得<sup>23)</sup>

とあり、内容については

剣道及柔道ニ関シテハ一定ノ方式ヲ示ササルモ適當ナル方法ヲ定メテ之ヲ授クヘン<sup>24)</sup>としてあり、前の教授要目とほとんど変化のないものであった。

大正4年、東京高等師範学校教授の高野佐三郎が『剣道』を書き著し、当時の剣道の技術を整理統合して系統、系列化して、現代剣道の指導体系を確立した。この著書の中で従来の剣道指導法を検討し、基本教授法として多人数を一斉に指導する方法を整備し、以後学校体育においても、剣道を教材として確立するに十分な役割を果たした。

この『剣道』の中において

平生の練習をも真剣試合と思ひ、十分に気合を満たし、精神を平静にし、道具を頼まず、間合を測り、虚実を考へ、峰撃平撃等を為さざるやうに注意して練習すべし。然らざれば道具を附けずして仕合する場合、又は真剣勝負に際し心臆し体動かず、敵より追込み撃込まれ思はざる敗を取るに至るべし<sup>25)</sup>。

と述べており、その練習のあり方は、それまでと同様に真剣勝負の場を心がけることを指導している。さらに刀法を基礎として、太刀筋は斬切に欠くことのできない要素として、その技術を乱さないように注意していることが次の文からもいえよう。

基本練習に於ては木刀を用ふる事となせり。竹刀は柄円く刃刃の部分亦円くして真直なれば刀の握り方、撃ち方を練習せしむるに不便なり、木刀は略真剣の形状を具へ、正しき持方を教へ、斬撃刺突の際、峰撃・平撃等を避けて正当なる刀の用法に習熟せしめ得るの利益あるを以てなり<sup>26)</sup>。

この著書は、以後の剣道指導書の範となり、内容形態ともにパターンを決定したといわれる程影響力の強く、大正・昭和に至る剣道の方向づけを行なったのである。

昭和6年、中学校令施行規則中の改正が行われ、剣道は必修となった。この改正の趣旨としての中で「わが国固有の武道にして質実剛健なる国民精神を涵養し心身を鍛錬するに適切なるを認めたるが為<sup>27)</sup>とあり、精神面を強く出してくるようになった。

同年、満州事変が勃発したが、この時期の剣道の様子は次のようであった。

……勝負に勝つことのみ熱中して、刃筋や太刀の強弱杯に関せぬ者が多くなった。そこへ日支事変が起った、剣道を学んだ者は進んで斬ると云ふ意気が盛んであったから、一般的には大に価値を認められた。

然るに切味に至っては、初心者も有段者も余り差がないので、常に威張って居た二段三段の連中は期待に外れて信用を落した。それは上記の様な竹刀剣道であったから。幸ひ事変後の剣道界は大分真面目になり、未だ多くは無いが、なるべく真剣を振り、斬ると云ふ事と、

23) 井上一男「学校体育制度史 増補版」 p. 312

24) 同 上 p. 327

25) 高野佐三郎「剣道」 p. 111 練習の心得

26) 同 上 p. 39, 40 剣道用具に就きて

27) 23) と同書 p. 104

何時でも身命を捨て得る修行をする者が多くなった様である<sup>28)</sup>。

この中で、剣道は斬ることそのものが目的とされており、戦闘方法として扱われている。このような考え方がさらにエスカレートして、剣道の試合が、三本勝負の形式から、一本勝負へと変わり、真剣勝負の匂いが強まっていったことが、第二次大戦中の剣道に見られる。

昭和11年、第二次教授要目改正がなされ、剣道は具体的に教材が配当され、内容は基本動作・応用・動作・形・講話となり各学年ごとに内容の配当をした。さらに昭和16年、国民学校令が公布され、翌17年には国民学校体練科教授要項及び実施要目が制定され、国民学校高等科の剣道の内容は基本（礼法・構・体の運用・斬突）、応用（斬突）、稽古、講話となった。この時に動作を表わす用語が「撃」から「斬撃」へとなり、このことから学校体育においても、剣道は斬切動作を学ぶものという考えが浸透したことを示していることになる。

剣道発生以来この時まで指導と練習において剣道の技術は刀法を根幹とし、竹刀剣道であっても斬切できるか否かの判断により、動作は意義づけられた。

## V スポーツとしての剣道

### 1 剣道の禁止

昭和20年8月、敗戦で戦争が終結した。そして戦時色の払拭が次々となされた。

剣道については、同年11月に、体練科武道の授業中止<sup>29)</sup>の通牒、又12月に、学校又は附属施設に於て武道を実施せしめざることを<sup>30)</sup>という通牒が次々に発せられ、剣道は学校体育から完全に追放されることになった。

昭和21年8月に一般社会における武道の制限措置として「社会体育の実施に関する件」という通牒が出された。この中で剣道を

「剣道は戦時中、刀剣を兵器として如何に効果的に使用すべきかを訓練するに利用された事実があるので、軍国的色彩を一切急速に払拭せんとする今日、公私の組織ある団体に於て、従来の形態内容による剣道を積極的に指導奨励をなさざるを可とすること。

而して剣道が将来他の純粹スポーツと同様の方向に進められるよう充分なる研究努力をなすこと。」<sup>31)</sup>

と取り扱い、組織的活動は禁止された。この文章で、過去の姿と将来の剣道のあり方を端的に述べている。戦前についての考察からもいえるように、剣道による精神面の鍛錬と並び斬切技法の習得は、剣道の中心課題であった。しかし兵器として刀剣を扱う技法の禁止により、剣道の技法のバックボーンと考えられた刀法の扱い方の変更が余儀なくされた。

昭和22年3月、日本教育制度改革に関する極東委員会指令が出された。

「すべての教育機関において、軍事科目の教授はすべて禁止さるべきである。生徒が軍国調の制服を着用することも禁止さるべきである。剣道のような精神教育を助長する昔ながらの運動もすべて廃止せねばならぬ。体育はもはや『精神教育』に結びつけられてはならない。後略」<sup>32)</sup>

28) 14) と同書 p. 264

29) 昭和20年11月6日付 発体 80号 終戦に伴う体練科教授要目(綱)の取扱に関する件

30) 昭和20年12月26日付 発体 100号 学校体練科関係事項の処理徹底に関する件

31) 昭和21年8月25日付 発体 95号 社会体育の実施に関する件

32) 15) と同書 p. 205



とあり、戦時下において特に強調された精神面の重視というあり方に好ましくない点があるとして、指摘され廃止されたことにより、前記の技法と共に、それまでの剣道の存在意義が拒否され、ここに消滅させられたのであった。

## 2 剣道の再生

古い剣道の禁止は、新しい剣道の出発といえるものであり、それまでの古い剣道観を除去するに絶好の機会でもあった。そこで新しい剣道の姿はどのように考えられて形成されていったかを検討してみる。

大衆スポーツの立場から、容易、安く、安全にできるという主旨のもとに、剣道の技術要素を破壊しない範囲で武術的要素を取り除いて、新しいスポーツとして生まれたのが撓競技であり、その特性は

- 1 使用するしないは、全長の先の方3分の1のは32本、次の3分の1は16本、次は8本と細かく割り、その全部或は鍔から上を、布、革などで包んだ。
  - 2 防具は軽装で感覚的にもスポーツ的なものとし、殊に費用を安くすることに主眼をおいた。
  - 3 稽古着・袴の必要はなく、シャツ、ズボンを使うこととした。
  - 4 競技は一定の制限された区域内で行なう。
  - 5 競技は時間制を採用し、一定時間内で得点の多少で勝負を決めることとした。
  - 6 反則制をつくり、反則者には罰則を科することとした。
  - 7 足揃み・体当り・自然発生的以外の掛け声を禁止した。
  - 8 審判制を合理化するため三人制とし、その多数決によって採否を決定することとした。
- 以上が考え出されたのである<sup>33)</sup>。この撓競技は昭和27年に文部省が中学校以上の体育教材として認めている。その理由は、個人的対人形式のスポーツ種目による学習が要求されたことによるのであった。

昭和27年10月、全日本剣道連盟が結成されたが、文部大臣が保健体育審議会に諮問し、次の4条件を示した。

- 一 スポーツの一種目としての性格を明らかにすること。
- 二 学生生徒の心身発育にふさわしい競技方法と内容を考えること。
- 三 青少年間に広く普及すること。
- 四 全日本剣道連盟が、スポーツ団体として組織され民主的に運営されること<sup>34)</sup>。

そこで全日本剣道連盟は、剣道は体育スポーツとして再出発することを宣明し、新しい時代に即応する剣道を打ち建てることを第一の信条とした。そして新しい試合規程・審判規程を作ったが、その主な特徴は、先の撓競技の特性と合致するのであり、撓競技の剣道に対する貢献がこのようにも見られる。ここにおいて保健体育審議会は「一般社会体育として剣道を実施しても差しつかえない」と決定し、昭和28年5月、文部省は全国に通知した<sup>35)</sup>。ここに剣道は七年間の空白時代を終った。

次に学校体育に剣道を採用させる働きかけが文部当局になされたが、保健体育審議会の審議により「剣道はスポーツとして学校の正科体育に採用してもよいが、そのための実施期日、競

33) 5)と同書 p. 192

34) 中野・坪井「図説 剣道事典」p. 55

35) 昭和28年5月19日付 文社体第214号 社会体育としての剣道の取扱について

「技方法についてはなお検討を要する」<sup>36)</sup>となり、ここで文部省は、学校剣道研究会を設け、学校体育に剣道を採用するには、いかなる姿で実施すべきか研究した。この研究の一貫した理念は剣道は武道としてではなく、体育スポーツとして、他の体育スポーツと同等の立場において学生生徒の心身の発達に寄与し、豊かな人間性を作り上げることを目標とする<sup>37)</sup>であった。このようにして研究された結果、昭和28年7月、学校体育に正式に採用された<sup>38)</sup>。

以上を要約して、新しく生まれ変わった剣道の特色を次の二つにまとめた。

- A. 剣道はスポーツ種目としてあり、競技規則もその主旨に沿って改めるとした。
- B. 剣道は一般大衆的なものであり、民主社会に生きる人間の生成を目的とする。

この場合、スポーツといえるようになるには次の点が明確にされていなければならないと考える。

- 1 自己の意志により行為が決定される。
- 2 ルールが確立され、その範囲内で運動が行われ、活動に秩序がある。
- 3 技術体系の確立
- 4 以上のことをふまえて、相互を肯定する場を作る。

すなわち、剣道は近代的・合理的内容をもつスポーツとなれたなら、無理に剣道の特性を消滅させることなく、人間形成を目的として現代社会の中で発展できる可能性は十分にある。この場合注意すべきことは、スポーツのもつ遊戯・娯楽的要素を強調すべきでない。確かにスポーツは、楽しみの為としてもあるが、一方には肉体的苦痛を伴う練習を通しての技術の追求。練習や試合の場における、自他相互肯定的な人間関係に支えられた闘争性。自主性、協力、礼儀、公正などの社会性の育成。こうした要素がスポーツには包含されている<sup>39)</sup>。スポーツに対する観念は、行なう者の「態度」によって決定されるのであり、狭い視野により形成・固定されるべきでない。

兵器として刀剣を扱う技法は禁止された。しかし剣道がスポーツとして生まれ変わったといっても、刀剣を扱う技法がそのままの形態でスポーツともなりうるとは考えられない。刀法としての特徴が多くあるとどうしても封建時代の斬切技術と結びつけて考えられるからである。しかし一方において武道は日本の文化を背景に独自の発展をとげ、外来スポーツには見られない特色もあったのである。浅井浅一氏は「武道の技術過程は、稽古・工夫・修養の三つの過程から構成されているところに長所がある。しかし、外来スポーツは、練習(稽古)と創造(工夫)の二つの過程しかもっていない。いわば修養(内観)の過程を欠いている。この武道の長所である内観による心の工夫は、外来スポーツでは説かれてこなかった過程で、この面についてはあらためて武道の側からスポーツに示唆を与えるべきではなかったかと思う。」<sup>40)</sup>と述べており、外来スポーツが完璧と思えない点を指摘している。剣道はスポーツであるといっても、そのスポーツの解釈は日本の風土・文化を無視し、外来スポーツの特色だけからなされるものではない。しかし必要以上に過去の武道を残そうとすることには反対である。過去の文化遺産として伝承させればよいのであり、現代の文化を形成するに資料として保存されるもので、過去の文化をそのままの姿で現代社会に普及させるべきことでは絶対でない。

36) 34)と同書 p. 53

37) 同上 p. 53. 54

38) 昭和28年7月7日付 文初申第385号 学校における剣道の実施について

39) 阿部 忍「実践家の立場からみた武道科独立の可能性」体育科教育第14巻第3号 p. 18

40) 浅井浅一「武道の現代化について」体育科教育第14巻第3号 p. 8

## VI 現代剣道の問題点

剣道はスポーツであると宣明されて以来、現代における体育的価値について様々の方面から検討され、剣道のもつ人間形成の役割が明確にされつつあるが、この点についての言及は後日に期すとして、小論では、競技規則を中心に剣道がスポーツとして再生する姿に注目した。

スポーツの中で重要なポイントとなるルールのもつ働きは「身体、生命、人間性の尊重の精神に基づき、平等・互角の場を基盤として、一定の様式及び技術の範囲内で、安全性を保ち、秩序ある活動を行なうためである」と考える。そして現代スポーツにおいては、ルールのないものは社会の中で存在が認められないと考えられていよう。

戦前までの剣道は、考え方、技法、指導において、闘争を前提とし強調していたことから、その技法は殺傷の技として術理が説かれており、相手を敵として考え、打倒することによって自己の完成があるとしていた。これでは現代にそのまま形で存在は認められないのであり、相殺の要素となるものは積極的に整理除外しなければならない。スポーツは自分を生かし、相手をも生かすところがなければならないのである。現在の平和を願う社会での剣道の技術は、ルールのもつ働きを踏まえて構成され、新しい合理的な解釈、指導が確立すべきであり、もしこの確立ができなかったら古い剣道観から抜けきれないであろう。ところがスポーツとして成立しているという剣道の試合規則にある有効打突について、判定基準を戦前の状況と比較してみた時、上記の観点からいっても現状では問題がある。

高野佐三郎著の『剣道』の中に審判方法として有効打突の判定における留意点があげられており、その要点は「先の技を有利に採ること。仕合者の位置・姿勢・刀の握り方・手の返り等によく注意し、峯撃平撃を見分け裁決すべし。胴・横面の如きは平撃になり易い。要するに剣道の旨趣を没せざるように判決すること肝要」としている<sup>41)</sup>。又戦前における大日本武徳会剣道試合審判規定<sup>42)</sup>は、十一条からなっている。その中で有効打突の基準は、第五、六、七、八条に見られる。

第五条 撃突ハ充実セル氣勢ト刃筋ノ正シキ業及ビ適法ナル姿勢トヲ以テ為シタルヲ有効トス。

第六条 撃突後、備ヲ崩シ、氣勢ヲ弛メ、残心ナキ動作ヲ以テ試合ヲ中断スルハ、違法ノ引揚トシテ之ヲ禁止ス。（後略）

第七条 違法ノ引揚ヲ為シタルトキハ、有効ナル撃突アリトモ之ヲ勝ト認メズ。此ノ場合却テ相手者ヨリ撃突セラレタルトキハ、後ノ撃突者ヲ勝トス。

第八条 片手ヲ以テスル撃突ハ、正確ニシテ最モ有効ナルモクニアラザレバ勝ト認メズ。

これらに対し、現代における剣道の競技規則は、試合規則四十六条、審判規則六条からなる<sup>43)</sup>。この試合規則第二十条に有効打突が記されている。

第二十条 有効な打突は、充実した氣勢、適法な姿勢をもって竹刀の全長の3分の1（剣先より）弦の反対側で、突きは剣先で、打突の部位をそれぞれ正確に打突したものとする。片手の打突はとくに確実であること。（後略）

現在の試合規則における有効な打突としての条件の内、「充実した氣勢」「適法な姿勢」という条件は戦前から明記されていた。「竹刀の全長3分の1（剣先より）弦の反対側で」という

41) 25) と同書 p. 137

42) 谷田左一「剣道神髄と指導法詳説」 p. 341. 342

43) 昭和44年4月1日より施行されたものである。

表現は新しく竹刀の打突部を明文化したことであるが、戦前においては、峰撃、平撃をいまいしめ刃筋の立った技を有効としていたことから自ら竹刀の打突部は決定していたのである。又現在の剣道試合の審判を見ても、刃筋の正しい打撃を有効としているのが現実である。以上のように剣道の性格を決定するのに最も大きな因子であろうと思われる有効打突について、戦前の姿と比較して変化はほとんど見られない。技術の体系化はすでに高野佐三郎によって確立されていたといえる。すると剣道がスポーツとして成立するための新しい技術体系の確立はどこで為されていたのか。又剣道のルールは、戦前からの剣道の姿を変革するのに十分な役割を果たしているのかという疑問がでてくる。ルールの働きとして、一定の技術の範囲を設定するに際してスポーツとしての観点から行なわれたのであろうか。具体的に有効打突の判定における文章は変化がないのが現実であり、剣道の技術は、近代スポーツとして確立できるように解釈されているとは容易に判断しかねる。

現在の剣道試合規則は、条文数が多く試合において起りうる全てについて細部までその処置の方法が明確にされている。このことは戦前において審判者（特に表審判）による判断に全てを委ね、審判者の主観によって運営されていた点を、どこで、だれが審判となっても一定の審判方法がとれるように明文化し、試合の運営をスムーズに行えるようにすることを狙ったものといえる。スポーツにおいてゲームは自分の力を試す機会であり、技術習得の程度を知る絶好の場であるとし、ゲームを練習の具体的目標にかかげている場合がある。ルールはこのゲームのあり方を決定しているが、練習においてもそのルールに定められた範囲内で行なっている。すなわち既成の運動を形成している「動き」の中からいくつか選び出し、集合させてゲームを成立させるといふより、ルールによって「動き」を形成し、それを積み重ね、運動文化として発展する為に練習・試合が行なわれる、と表現できよう。スポーツ種目はルールに合わせて運動技術が発達しているのである。剣道は竹刀をもって打つ・突く・かわすことを運動の基本構造としているが、ルールによって技術が決定されているというより、むしろルールを剣道にあてはめた形態ではないか。すなわち剣道は、人間が本能的に獲得した技法として既存のものであり、技術も体系化すらされていたところに、スポーツ化の課題として近代的ルールをあてはめようとしたことから、試合における運営を一定にすることだけしかルールの働きが為されなかったと考える。このように剣道をスポーツの形態にしようとして、競技規則の明文化を計ったとしても、それだけではルール本来の働きは不完全であり、剣道はスポーツであると断言するには不安を覚える。

現在では有効打突の基準を規則の中に条文として掲げたことにより権威を持たせ、姿勢・氣勢・刃筋の一致、つまり気剣体一致の打突を絶対条件として剣道の技術・理論を体系づけているように思われる。しかしこの気剣体一致の打突には、姿勢・氣勢・刃筋以外の要素も含まれている。すなわち、正確に打突するに伴い強度も必要とされ、理合に合った立派な打突でも軽きに失するものはとれないと理解されている。又、打ちっぱなしや打突後逃げまわるような態度は有効打突と認めないというように、残心についても含んでいる。これらのことから斬切動作に結びつけることもできる点があるといえる。

格技における判定をみると、レスリングにおけるフォール、フェンシングにおけるポイント、ボクシングにおけるK・Oなどのように、結果で判定されている。日本的なものでも、弓道における試合では的中数で判定され、相撲においても土俵から出る、地面につく、のように結果により判定される。ところが剣道においては、打つという結果だけでなくいかに打ったかとい

う「経過」が重視される<sup>44)</sup>。このことは他の格技と比較して異色の点であり、剣道の特色として戦前から現在に至るまで共通していることでもある。この「経過」のとらえ方によっては、刀法となり斬切動作が強調されるようになることは過去の剣道の歴史からいえる。しかし私は「結果」のみで判定することを肯定するつもりではない。剣道の特色ともいえる「経過」を重視する思想は、将来においても教育的な価値を見出せると考えるのである。しかし気剣体一致の要素を見ても、運動文化としての剣道の技術の一面に実戦の用と同様になることがあることから、技術追求の場と実戦の場の混同が起る恐れが全く無いとはいえない。実用が殺傷に及ぶ剣道において、技術を第一義とするべきであり、実戦の用は絶対に消滅させなければならない。

戦前において打撃動作というものは、斬切できるように気剣体一致で行なうことが条件とされていた。そして平撃・峰撃等を戒める根拠には、試合規則があり、さらに具体的に注意する場合に刀法の斬切動作をもとに修正させていたのであろう。だが現在では兵器として刀剣を扱う技法は禁止されており、指導法の中に斬切動作を例にするのは無理なのである。特に学校体育の中においては斬切動作が存在できる場は絶対に無い。それにもかかわらず試合規則の有効打突の内容は、戦前とほとんど変化が見られない。この現状にあって刃筋等の有効性を証明し、又平撃・峰撃の弊害の理由を明確にし、正しい打撃法を指導するには、そもそも気剣体一致の打撃にどのような意義を持たせるかを明確にしなければならない。ルールによる権威化だけでは指導が行きづまることは明らかである。

竹刀の打突部は、刀であれば一番よく切れる物打ちという所で、力学的には打力の最も加わる所であるとされており、剣道は確かに刀法を基礎として成立しているが、現代では、技術の解釈は全く刀法から離れても確立できるようでなくてはならない。打つ・突く・かわすという剣道の基本的運動から見て、打力が最も大きいという理由で、打突部の規定が意味あるとされても、最近の試合で打突部による打撃が乱れていると度々指摘されるように、実際の動作において有効打突の基準の一つである刃筋の合理性を納得させるには不足ではないかと思う。

現行の有効打突の内容をいかにすれば守られるかと考える以前の段階で、現在の有効打突の設定はどのような意義があるかを、近代的、合理的観点から明確にされ、技術の体系化も同様に為されるべきである。「スポーツは近代以降の合理主義によって裏づけされたものを持っている。封建社会の残滓をもつものにいくらスポーツという接頭語をつけようとも、所詮それは封建社会の遺物でしかない」<sup>45)</sup>という中村敏雄氏のことを改めて検討する必要がある。

## VII ま と め

竹刀剣道に対する刀法の影響は、昭和20年までは竹刀剣道を実戦の用として役立てることを目的にしたことであるとまとめられる。故に技法も斬切を目標に組み立てられ、真剣勝負の場を常に想起させられることにより精神面の働きにも強く影響を与えた。

戦後、剣道はスポーツとして再生したのであるが、有効打突の設定においては以前と同様に刀法の要素が組み込まれているといえよう。しかし近代スポーツ本来の姿からいうと、打撃動作の合理性を斬切に見出そうとすることは評されないことである。「斬る」という観念を剣道

44) 坪井・佐藤「現代剣道講座 第二巻」 p. 243

45) 中村敏雄「戦後体育のあゆみ(7) 武道」体育科教育 第13巻第4号 p. 58

に含有させることは殺傷の技術を修練することになり、相互否定の場を作り、現代の社会問題である「断絶」の促進、更には「人間性の回復」を妨げることにまでつながろう。故に斬切の要素は廃除すべきことを改めて提唱するものである。

今後は「斬る」という観念にかえて、「打つ」という動作そのものを対象にすべきである。「打つ」は相手に対する「感謝」や「思いやり」の表現である。これは相手が打ってくれた（欠点の指摘）、打たせてくれた（技術の向上）と、他者が自分を肯定してくれたと理解し、そして自分も他者を認めるという相互肯定につながり、教育的価値が剣道に認められる由縁であると考える。

打つ・突く・かわす運動からなる剣道において、打撃における経過・結果をルールで規定することは、技術の定着を促し、普遍的な形態として大衆化の方向へ進むことになるであろう。更に過去から未来へ技術を伝承していくことになり、文化財としての姿を保存するには効果がある。これは伝統的文化として必然的なことでもあろう。しかし問題点としては過去における刀法を全ての基準とした考えを改めるには弊害となる恐れがあるといえる。すなわちルールとして権威をもたせ疑念を起こさせないようにすると、有効打突の表現が戦前とほとんど変化が見られない現状において、再び剣道を実用の場と結びつけて考える可能性もあるといえる。

現代の諸科学の発達した社会においては、過去から伝承されてきた理由だけで技術の合理性を正当化させるのは困難であり、社会に適應できる内容を備える為に近代科学のあらゆる研究方法を用い、様々な角度から有効打突の合理性を立証しなければならない。現在の有効打突における動きを認めるとするならば、最も現代において問題となる表現のされている「刃筋」について、斬切動作から完全に離れた合理性を明確にする為に、運動力学の方面からの研究が更に詳細に行なわれるべきであると考え。又、用具の研究により竹刀の性質・形状の改良を考慮することにより指導の効果を高めることが可能と考えるが、これらのことは今後の研究課題とする。

#### 参 考 文 献

- 東京教育大学体育研究室 共編「日本武道全集」 第一巻、第二巻 人物往来社 昭和41年
- 日本古武道振興会
- 山田次郎吉「剣道集義」 一橋剣友会 昭和43年 第4刷
- 高野佐三郎「剣道」 良書普及会 昭和2年 4版
- 谷田 左一「剣道神髄と指導法詳説」 秋文堂書店 昭和12年 15版
- 堀 正平「大日本剣道史」 剣道書刊行会 昭和9年
- 竹之下休蔵「二十世紀日本文明史10体育五十年」 時事通信社 昭和25年
- 今村 嘉雄「体育史資料年表」 不昧堂書店 昭和38年
- 今村 嘉雄「十九世紀における日本体育の研究」 不昧堂書店 昭和42年
- 武道書刊行会編「新編武術叢書(全)」 人物往来社 昭和43年
- 庄子 宗光「改定増補剣道百年」 時事通信社 昭和45年
- 井上 一男「学校体育制度史 増補版」 大修館書店 昭和45年
- 中野八十二、坪井三郎「図説剣道事典」 講談社 昭和45年
- 坪井三郎、中林信二「現代剣道講座」 第一巻 百泉書房 昭和46年
- 坪井三郎、佐藤成明「現代剣道講座」 第二巻 百泉書房 昭和46年
- 渡辺 一郎「史料 明治武道史」 新人物往来社 昭和46年
- 宮本 武蔵「五輪書」 岩波書店 昭和41年 第7刷
- (高柳光寿 校訂)

雑 誌

体育科教育・新体育・学校体育